



NEWS LETTER



NO

33

適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316

FAX: 086-230-1317

Eメール: shounet@okayama.coop

ホームページ: <http://okayama-con.net>

2016年1月発行

年頭のご挨拶

理事長 河田 英正

新年あけましておめでとうございます。

昨年暮れには、適格消費者団体の認定を受け、差し止め請求のできる団体となりました。適格消費者団体への認証を目指して活動してきた私たちにとって、とてもうれしい出来事であり、決意あらたにすがすがしい年を迎えることができました。これまでの活動を支えてくださった皆様方そして認定に向けてご支援いただいた岡山県当局の方々にも深く感謝を申し上げます。



今までも、不公正と思われる契約内容等に対して業者への是正の申し入れ活動を行ってまいりましたが、訴権団体として、より強い権限を背景にして活動ができることになりました。しかし、その訴権行使の影響は大きいことから、常に責任ある適切な権限行使でなければならず、今まで以上に私たちの力量が試されることとなります。



期待される責務を自覚し、健全な消費経済社会形成の役割を消費者の視点でしっかりと担ってまいりたいと思っておりますので、今後ともご支援。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

適格消費者団体認定記念講演会を開催 講師に板東長官

テーマ 「消費者行政の現状と課題、適格消費者団体に期待すること」

NPO法人消費者ネットおかやまを設立して8年が経過しましたが、2015年12月8日に内閣総理大臣より適格消費者団体として認定されました。それを記念して、講演会を開催します。

講師は、岡山県に關係の深い板東消費者庁長官にお願いし、「消費者行政の現状と課題、適格消費者団体に期待すること」をテーマとしてお話頂きます。消費者被害や消費者行政の現状と課題、消費者行政の充実・強化にむけて、消費者庁として取り組まれていることについて講演頂き、最後に適格消費者団体への期待についてお話して頂きます。

●講演会

日時 2016年1月27日(水) 10時~12時

会場 オルガホール 岡山市北区奉還町1丁目7-7

主催 NPO法人消費者ネットおかやま

参加費無料 ご参加ください。 講師 板東 久美子 消費者庁長官

●レセプション 1月27日(水) 17時20分~19時

会場 オルガホール 会費制 お1人3,000円

会員の皆さまに参加をお願い致します。



適格消費者団体認定式に参加 河野大臣との懇談を行いました。



平成19年の設立以来、不特定多数の消費者の利益を守るための活動や事業者の不当な契約や約款など申入れ活動に取り組み、平成27年9月に消費者庁に対して適格消費者団体としての認定を求めて申請を行ってまいりましたが、平成27年12月8日、内閣総理大臣より当法人を適格消費者団体とする認定を受けることができました。

当日は、河田理事長、
兒島副理事長、近藤事

務局次長の3名と岡山県からも東京事務所田野所長とくらし安全安心課竹井総括参事に出席頂き、河野太郎担当大臣から適格消費者団体としての認定書の交付を受けました。

河野大臣からは、設立からの取り組みに対する評価やこれからの期待にふれてご挨拶を頂き、河田理事長から適格消費者団体としての責任と社会的役割を担っていくことの決意が述べられました。

適格消費者団体として全国で13番目、中四国で広島に続いて2番目の認定となります。

認定式のあと、河野太郎担当大臣との懇談を行い、豊田商事の事件や最近の企業の不祥事にふれガバナンスの確立が不可欠なこと、適格消費者団体の設立状況や支援等について話されました。

これからも、消費者被害を未然に防ぎ、公正で健全な消費者市民社会を形成する力となっていきます。引き続き当消費者ネットに対するご支援の程、宜しくお願い申し上げます。



消費者被害の相談体制の確立にむけて、

会員(専門家)のみなさまの協力を

消費者ネットおかやまでは、適格消費者団体に認定されたことから、広く一般から消費者被害情報の提供を求めるとともに、体制が出来た段階で、消費者被害についての個別相談を受け付けることになりました。そのため、会員で専門家のみなさまに是非相談体制の確立にむけて、登録をお願い致します。

基本的な流れ

消費者 消費者被害についての相談 事務局が受付
急ぐ案件の場合は、消費生活センターを案内
時間的に余裕がある場合は、専門家から電話をかける旨伝える。



登録者名簿から順に事務局から連絡を行い、登録を頂いた専門家の方から、相談者に連絡して、相談にのって頂きます。基本的には助言の範囲となり、活動はボランティアとなります。

結果については、「相談・情報提供受付カード」に記載して、事務局に送信して頂きます。
申入れや差止めの検討ができる案件については、検討委員会で検討していくこととなります。

多数の方が登録して頂くことが出来れば、負担も少なくなりますので、協力をお願いします。
登録を頂ける方は、事務局にご連絡下さい。 086-230-1316



地方消費者グループ・フォーラムが米子で開催されました。

12月4日米子コンベンションセンターにて、「誰もがつながりあって安心して住める地域を」をテーマとして地方消費者グループ・フォーラム（中国四国ブロック）が開催されました。岡山県から県消団連森本幹事、消費者ネットおかやまから宮本理事が実行委員として、企画や当日の運営を担いました。

島根県生協連鎌田会長より、山陰地方で初めての開催となり鳥取、島根の共同開催となること、地域の多様な連携をめざし、このフォーラムが有意義なものとなるように開会挨拶が行われました。

板東消費者庁長官から、多様な主体が連携、協力していくことについて、今回のテーマは重要なキーワードとなること、地域の見守りのネットワークの構築が必要であることにふれて挨拶が行われました。

また、来年度施行される法律について、景品表示法の改正は、不当表示に関する企業における管理体制の強化や課徴金制度の導入の整備を進めている。

消費者安全法は、消費生活センターの整備、相談員の位置づけ、試験制度の仕組みづくりを行い、見守りネットワーク・地域協議会の構築は、既存のネットワークも活用しながら、消費生活センターにつなげることを目指している。

特定商取引法、消費者契約法の見直しが行われ、最終段階にきている。消費者問題では悪質商法、ネットの関係でのトラブルが増加しており、年齢が高くなればなるほど消費者被害が増え金額も多く、いかに見守りができるかが大切。最近ではマイナンバーに関連した詐欺がおこっている。

消費者基本計画では、どこに住んでいても質の高い相談、救済を受けられるように5つの政策目標を設定して取り組みを進めていることなど報告されました。



【団体報告】

松江市消費生活相談室青木室長より、「消費者教育推進地域協議会・消費者安全確保地域協議会の設置にむけての現状と問題」をテーマとして高齢者の見守りネットワークを中心に報告が行われ、消費者ネットひろしま宗山事務局長から、「消費者被害の未然防止・拡大防止の取り組み」をテーマとして高齢者見守り研修実施支援や見守りメルマガを中心に報告が行われました。

基調講演 「助け上手、助けられ上手の「生活者」になるために～地域における協働実践に取り組もう～」 講師 同志社大学 上野谷教授

地域生活支援で気がかりなこととして、知らんぷり社会、つながりの喪失、社会的孤立、あいまいな自立をあげ、連携、協力、協働して解決していくことが大切であること、地域福祉とは普通のくらしを送れる状態にしていく運動であり、支える基盤づくりや生活支援のためのシステム形成に向けての実践が始まっている。協働で問題の社会的解決に取り組む必要や、地域を基盤としたソーシャルワークの展開や支える基盤づくりについて話され、最後に滋賀の実践センターの取り組みや子どもの貧困対策などにふれた講演が行われました。



分散会では、上野谷教授の講演を受け、協力、共同、連携、協働の4つの視点から、この1年間の体験をもとに分類をしながら、大切なポイントや進めていく上での課題について、論議し深めました。

鳥取県・消費生活センター村田所長より家族や地域の絆が大切となっており、連携しながらネットワークを築き、家族や地域の絆を取り戻すことにふれて閉会挨拶が行われました。

終了後は板東消費者庁長官との懇談が行われ、消費者団体から、フォーラムについての感想や今後にむけての要望など伝えました。



消費者庁・国民生活センターが徳島へ移転？

反対の意見書が出されています。

政府のまち・ひと・しごと創生本部で検討されている消費者庁と国民生活センターの地方移転について、3月の政府方針決定に向けて着実に審議が進められています。

既に多くの団体から移転反対の意見書が出されていますが、いずれも「地方創生の是非」を問題にしている訳ではなく「消費者行政の位置づけ」について問題としている内容となっています。

この間反対の意見書を出しているのは、全国消団連、全相協、主婦連、京都消費者契約ネット、全国消費者行政ウオッチねっと、日弁連、コンシューマネット・ジャパンなどとなっています。

日本弁護士連合会の意見書（ホームページより掲載）

当連合会は2015年11月20日の理事会で「消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書」を取りまとめ、同年11月25日に内閣総理大臣、まち・ひと・しごと創生本部本部長、地方創生担当大臣及び政府関係機関移転に関する有識者会議座長宛てに提出しました。

本意見書の趣旨

- 消費者庁が、特命担当大臣の下で政府全体の消費者保護政策を推進する司令塔機能を果たすとともに、消費者被害事故などの緊急事態に対処し、所管する法制度について迅速な企画・立案・実施を行う機能を果たすためには、担当大臣、各省庁及び国会と同一地域に存在することが不可欠であり、これに反するような地方移転には反対である。
- 国民生活センターが、全国の消費生活相談情報の分析を踏まえて消費者保護関連法制度・政策の改善に向けた問題提起や情報提供を効果的に行うためには、消費者庁及び消費者委員会と密接に連携して分析及び情報交換を行うことが必須であり、また、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能を果たすためにも地方移転には反対である。

平成27年度 消費生活サポーター講座 開催されています。

県下11会場で開催され、250人にサポーター証が授与されました〔政令指定都市の岡山市は開催せず〕
講師には、当ネットの役員、検討委員会委員に担っていただいています（8人中6人）。

開催状況（12月11日現在 *は予定）

| 月 | 日 | 曜 | 開催団体等 | 人数 |
|----|----|---|-------------------------------------|----|
| 6 | 25 | 木 | 里庄町地域包括支援センター | 30 |
| 7 | 24 | 金 | 美作国・地域資源活用ビジネス推進委員会 | 5 |
| 8 | 25 | 火 | 玉野市消問研 | 4 |
| 8 | 27 | 木 | おかやまコープ | 17 |
| 9 | 7 | 月 | 和気町いきいきサロン | 10 |
| 9 | 11 | 金 | 津山市民生委員協議会 | 21 |
| 10 | 9 | 金 | 和気町介護保険課 | 20 |
| 10 | 15 | 木 | 津山市城北地区民生委員協 | 29 |
| 10 | 28 | 水 | 浅口市消問研 | 53 |
| 11 | 28 | 土 | 新見市高尾地区防犯組合連合会 | 18 |
| 12 | 11 | 金 | 倉敷医療生協玉島等4ブロック会議 おかやまコープ井笠エリア委員会 | 43 |
| *1 | 28 | 木 | 湯郷地区社会福祉協議会 | 40 |
| *2 | 2 | 火 | 柵原ふれあい学級 | 40 |
| *2 | 29 | 月 | おかやまコープ備北地域くらし委員会 | 20 |



浅口市での講座の様子 ⇒



《アンケートより》

- ・相談する所があることを知らせてあげること。
- ・困った時すぐ話しができるような関係をもっておくこと。サロン等で実例を伝え、啓発していくこと。
- ・被害者をせめず、相談しやすい関係、声掛けが大事。
- ・ワークショップもロールプレイングも楽しく分かりやすく大変有意義で良かった。
- ・契約のこと、クーリングオフのことが良く分かった。
- ・高齢者・未成年者などに関係するマイナンバーの取り扱い方法や管理について、研修機会を設けてほしい。